

多良木町行政経営プラン



令和4年3月
熊本県多良木町

— 目 次 —

第1章	行政改革の背景と行政経営プラン策定の必要性	1
第1節	行政改革の経緯	1
第2節	多良木町の現状と課題	3
第3節	行政経営プラン策定の必要性和趣旨	6
第2章	行政経営プランの基本的な考え方	7
第1節	基本理念	7
第2節	基本方針と推進項目	9
第3節	位置付けと計画期間	11
第4節	推進方法及び体制	12
第3章	基本方針別の推進項目	13
方針1	効果的で効率的な行政サービスの推進	13
	1. 民間活力の活用	13
	2. 業務の効率化	13
	3. 文書の電子化	13
方針2	持続可能な財政基盤の確立	14
	4. 自主財源の確保	14
	5. 事務事業の見直し	14
	6. ファシリティマネジメントの推進	14
方針3	効果的・効率的な組織体制の強化	15
	7. 効果的・効率的な組織体制づくり	15
	8. 人材育成の推進	15
方針4	住民協働による地域力の向上	16
	9. 住民協働に向けた体制整備	16
	10. 情報の共有化	16
	(参考資料 用語の解説)	17

第1章 行政改革の背景と行政経営プラン策定の必要性

第1節 行政改革の経緯

多良木町における行政改革の取り組みは、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定し、簡素で効率的な行財政運営の実現と町民サービスの向上を目指して、組織機構の見直し等に取り組んだことから始まりました。

その後、平成8年度に「第二次行政改革大綱」、平成17年度に「集中改革プラン」を策定し事務事業の見直しや給与体系と組織構造の見直しなど、財政健全化を図ってきました。平成18年度に「第三次行政改革大綱」を策定し、行政課題の解決のため、継続した改革の取り組みを着実に推進してきました。

これまで、事務事業の整理合理化、各種事業の見直し、効率的な組織への改革、組織の改革、財政健全化計画の策定、財源確保と経費削減などにより、最小の経費で効率的な行政効果を上げるための努力をし、一定の成果をあげてきました。

～これまでの行政改革の取り組み～

○第一次行政改革大綱（昭和61年3月～）

- 1 事務事業の見直し
- 2 組織、機構の簡素合理化
- 3 給与の適正化
- 4 定員管理の適正化及び人事管理の改善等
- 5 民間委託、OA化等事務改善の推進
- 6 会館等公共施設及び管理運営の合理化
- 7 その他（職員研修、需用費、旅費等の節減）

○第二次行政改革大綱（平成8年8月～）

- 1 事務事業の見直し
- 2 時代に即応した組織機構の見直し
- 3 定員管理及び給与の適正化の推進
- 4 効率的な行政運営と職員の能力開発等
- 5 会館等公共施設の効率的、効果的な設置及び管理運営

○集中改革プラン（平成18年3月～）

- 1 給与体系と組織構造
- 2 公共サービスと行政サービスの構築について
- 3 事務事業の見直し
 - （1）一般事務事業の見直し
 - （2）補助金、負担金、扶助費等の見直し
- 4 財政の健全化

○第三次行政改革大綱（平成 19 年～）

- 1 町民との協働によるまちづくりの推進
 - （１）情報公開及び住民協働の推進 （２）男女共同参画の推進 （３）次世代育成支援行動計画の推進 （４）町民、民間事業者、公的団体、行政の役割分担の推進
- 2 変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立
 - （１）組織機構の見直し （２）職員の定数管理 （３）職員の意識改革と資質の向上
（４）効率的な行政運営の推進 （５）電子自治体の推進 （６）公営企業の経営健全化
- 3 自立可能な財政構造の構築
 - （１）行政運営経費の節減 （２）行政サービスの向上 （３）自主財源の確保

～第三次行政改革大綱に基づく主な取組み～

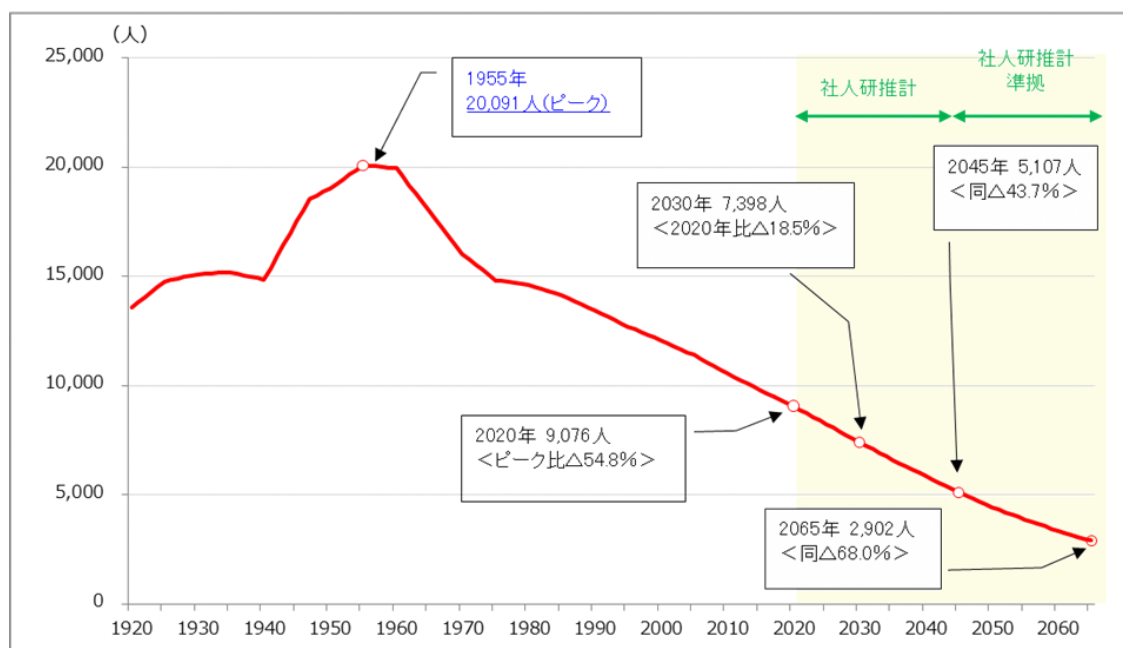
推進項目		主な取組内容
事務事業の見直し	①事務事業の整理	・組織機構の見直し、業務の統廃合、事務機器類の共有化、ペーパーレス化の推進等による経費の節減
	②各種事業の見直し	・幼稚園の休園、保育所の民営化、指定管理者制度の導入
	③効率的な組織へ	・組織規則の見直しによる課の統廃合、定数管理の実施
	④組織の改革（人の改革）	・多良木町職員研修基本計画の策定、ノー残業デーの設定、特殊勤務手当の全廃、管理職手当の定額化
	⑤地域との協働	・多良木まちづくり推進委員会の設置
財政の健全化	①財政健全化計画の策定	・中期財政計画の見直し、公用車の精査削減
	②財源確保と経費節減	・上下水道料金の見直し
	③計画の推進	・行政改革推進チームの設置

第2節 多良木町の現状と課題

1 人口の推移

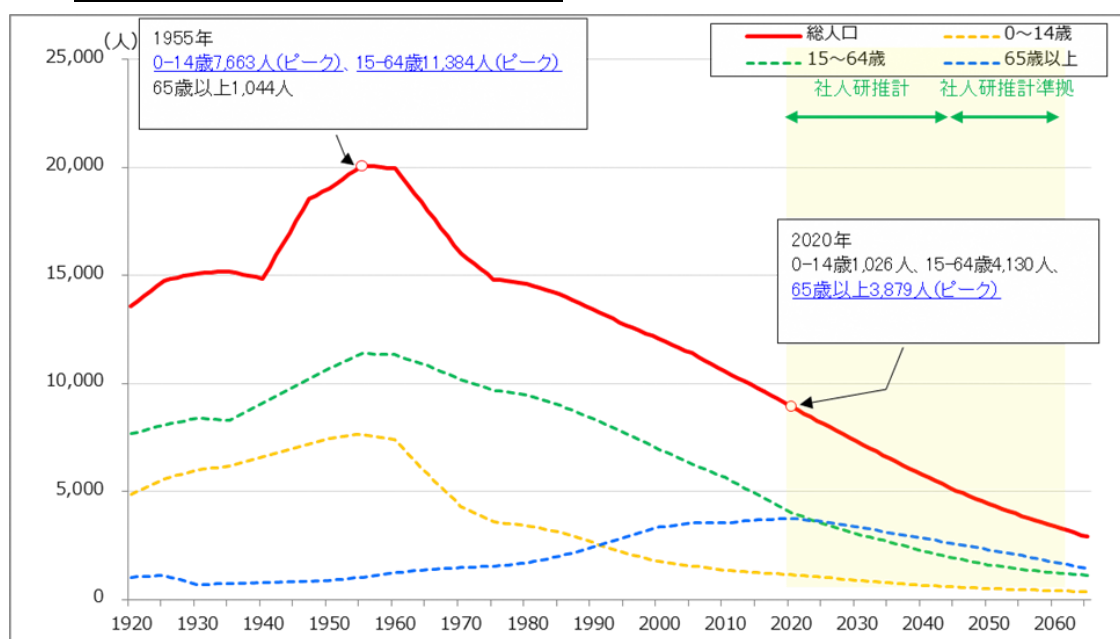
本町の人口のピークは 1955 (S30) 年の 20,091 人で、高度成長期以降は人口減少が続き、2019 (H31) 年では 9,496 人とピーク時と比較して 47.2%減少しており、今後も人口減少は進むと予想されています。なかでも老年人口は、1995 (H7) 年時点既に年少人口を上回っており、2020 (R2) 年にピークを迎えその後減少に転じるとみられます。年少人口、生産年齢人口も同様に減少していくとみられますが、減少スピードの違いから 2025 (R7) 年には生産年齢人口を上回ると予想されます。

図表 1 総人口の推移と将来推計



※2020 年まで国勢調査(総務省)、以降国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠

図表 2 年齢階級別(3 区分)人口の推移と将来推計



※2020 年まで国勢調査(総務省)、以降国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠

※2020 年の人口の内、「不詳」であったものについては、人口の中に含めていない

2 財政状況

近年における自治体を取り巻く経済環境は、急激に進む少子高齢化などによる社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少による税収入の減少、新型コロナウイルス感染症による景気の落ち込みなどもあいまって、大変厳しいものとなっています。

本町の財政状況は、歳入は平成28年度の約67億円から令和2年度に約87億円に増加し、歳出は約63億円から約82億円に増加しています。特に令和2年度は豪雨災害、新型コロナウイルス感染症などの影響で大きく増加しています。

今後の本町の財政は、多くの自治体が抱える人口減少、少子高齢化などによる税収減少、社会保障費の増加、老朽化した公共施設の維持・更新費用の増加に加え、多良木中学校の移転やえびすの湯をはじめ施設の運営見直しなどに取り組む必要があることから、今後も厳しい状況が見込まれます。

図表3 決算状況の推移

1 歳入の推移

(単位：千円、%)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
町 税	783,475	11.7	798,352	11.6	792,033	11.0	805,178	11.2	796,588	9.2
地 方 譲 与 税 等	258,843	3.9	270,864	4.0	276,555	3.8	276,751	3.9	323,070	3.7
地 方 交 付 税	2,983,465	44.5	2,984,333	43.4	2,913,547	40.3	2,906,776	40.5	3,186,438	36.6
分 担 金 ・ 負 担 金	61,597	0.9	80,546	1.2	74,592	1.0	72,880	1.0	38,264	0.4
使 用 料 ・ 手 数 料	118,341	1.7	119,783	1.7	110,341	1.5	113,049	1.6	95,750	1.1
国 庫 支 出 金	770,451	11.5	734,385	10.7	639,556	8.9	846,855	11.8	2,101,498	24.2
県 支 出 金	740,523	11.0	723,598	10.5	795,852	11.0	773,872	10.8	741,426	8.5
財 産 収 入	67,732	1.0	82,281	1.2	71,503	1.0	85,264	1.2	34,675	0.4
町 債	427,798	6.4	545,691	8.0	432,796	6.0	725,953	10.1	778,344	9.0
寄 附 金	13,820	0.2	34,777	0.5	30,174	0.4	32,225	0.4	101,098	1.2
繰 入 金	41,020	0.6	13,129	0.2	595,494	8.3	15,725	0.2	62,012	0.7
繰 越 金	374,968	5.6	409,453	6.0	431,496	6.0	400,579	5.6	371,936	4.3
諸 収 入	66,807	1.0	71,638	1.0	59,470	0.8	123,848	1.7	64,889	0.7
合 計	6,708,840	100.0	6,868,830	100.0	7,223,409	100.0	7,178,955	100.0	8,695,988	100.0

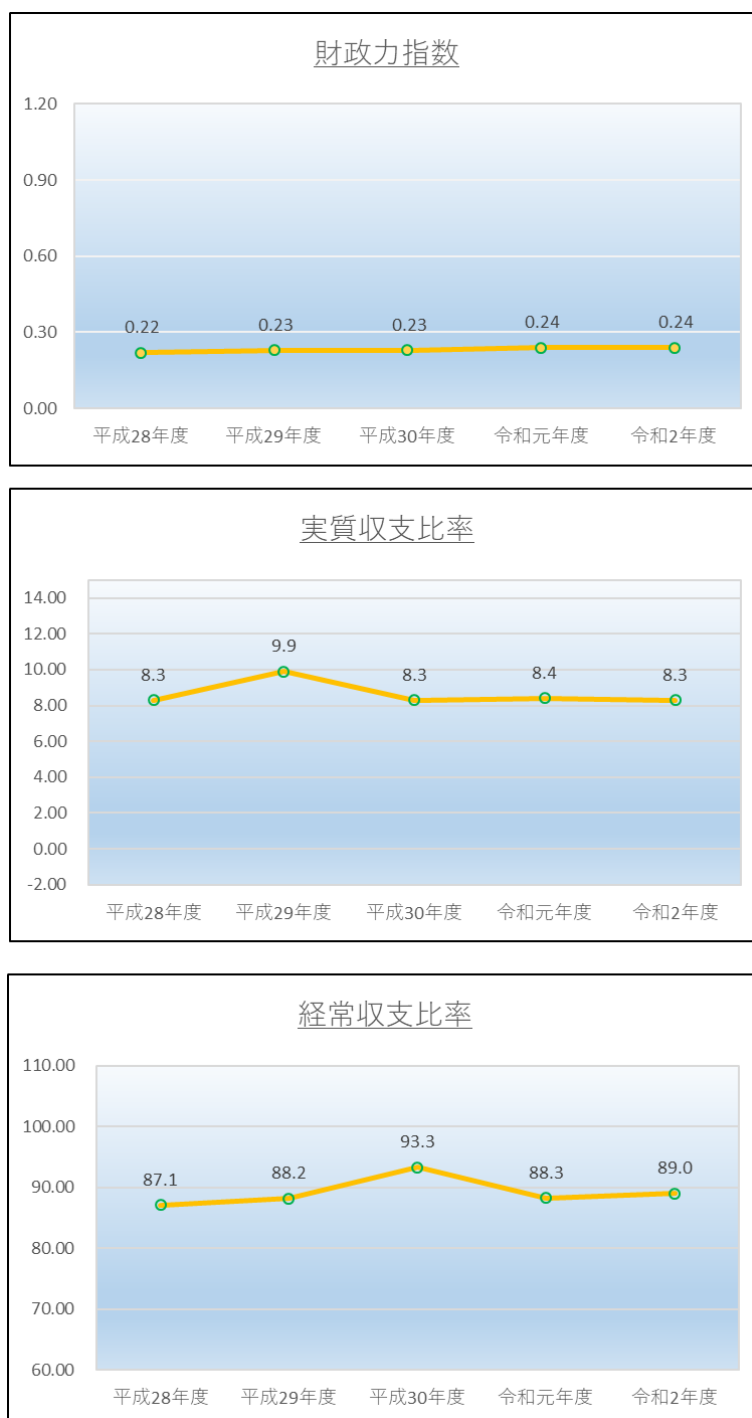
2 歳出の推移

(単位：千円、%)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人 件 費	930,922	14.8	943,058	14.6	964,905	14.2	971,308	14.3	939,401	11.4
物 件 費	827,273	13.1	779,808	12.1	827,724	12.1	868,001	12.7	1,088,866	13.2
維 持 補 修 費	72,074	1.2	62,180	1.0	85,078	1.2	78,415	1.2	61,272	0.7
扶 助 費	1,168,431	18.5	1,167,796	18.1	1,200,107	17.6	1,224,189	18.0	1,194,823	14.5
補 助 費 等	1,042,315	16.5	1,093,659	17.0	1,165,760	17.1	1,088,017	16.0	2,197,345	26.6
普 通 建 設 事 業 費	632,644	10.0	789,827	12.3	588,161	8.6	954,751	14.0	858,183	10.4
災 害 復 旧 事 業	26,932	0.5	48,045	0.7	81,171	1.2	146,900	2.2	210,898	2.6
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	68,679	1.1	69,468	1.1	69,500	1.0	50,000	0.7	55,000	0.7
公 債 費	642,108	10.2	685,685	10.7	1,040,487	15.3	566,515	8.3	583,764	7.1
積 立 金	121,534	1.9	38,645	0.6	33,845	0.5	109,950	1.6	296,729	3.6
繰 出 金	766,475	12.2	759,163	11.8	766,092	11.2	748,973	11.0	755,375	9.2
歳 出 合 計	6,299,387	100.0	6,437,334	100.0	6,822,830	100.0	6,807,019	100.0	8,241,656	100.0

本町の財政力指数は、ほぼ横ばいながら上昇傾向で推移していますが、経常収支比率は、地方交付税の減少や人件費、扶助費等の経常経費の増加により、年々上昇傾向で推移していることから、今後も事務事業の見直しを図り、経常経費の削減に努める必要があります。

図表4 財政分析指数



第3節 行政経営プラン策定の必要性和趣旨

行政を取り巻く環境が急速に変化していく中で、現在の行政サービスの水準を将来的にも維持するとともに、今後も増加する新たな行政課題や町民のニーズに対応するためには、安定的な財政基盤の確立と、効率的な行政運営の推進が引き続き求められます。

一方で、行政改革の方向性そのものも、再確認すべき時期を迎えています。複雑多様化する行政サービスを確実に提供するためには、アウトソーシングや事務事業の見直しなど、これまでの経費削減による管理中心の行政運営や行政サービスの提供から、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する「行政経営への転換」を図る必要があります。

そのためには、行政運営の改革と職員の意識改革を進めることが重要です。

さらに、町民から信頼される自治体を実現していくためには、公務員倫理やコンプライアンス意識の徹底を図っていく必要があります。

今後も、選択と集中により限られた経営資源を有効活用して、真に必要なサービスを提供するとともに、最小の経費で最大の効果を上げるという、行政運営の基本に立った行財政改革を引き続き推進していくため、「行政経営プラン」を策定いたします。

第2章 行政経営プランの基本的な考え方

第1節 基本理念

人口減少や少子高齢化による社会構造の変化や多様化する町民のニーズに的確に対応し、町民の目線に立った行政サービスを提供していくためには、経費削減に向けた取組みは継続しつつ、民間企業の経営理念を積極的に取り入れた、効果的で効率的な質の高い行政経営を行う必要があります。

さらに、行政経営を効果的に行い持続可能なまちづくりを推進するためには、行政だけでなく本町に関わる多くの人々が「自助・共助・公助」という意識のもと様々な課題に対して力を結集し、支え合っていくことが重要です。

また、※SDGs（持続可能な開発目標）の推進やSociety5.0_{※1}の実現に向けた取組みを推進することで少子高齢化や人口減少などの社会的課題を解決し、一人一人が快適で活躍できる社会を目指す必要があります。

行政経営とは、限られた経営資源（人材、資産、資金、情報）を最大限に活用して、より良いサービスを効果的・効率的に町民に提供しようとするもので、町民満足度の向上を目指し、継続して改善・改革を行うものです。そのため、本プランの基本理念を

「効果的・効率的な行政経営による

町民サービスの質の向上」

とし、これからの行政経営に取り組んでいきます。

※SDGs（持続可能な開発目標）

2015（H27）年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

最初の6つの目標は、貧困や飢餓、健康や教育、安全な水のことなど人に関する目標が多く掲げられています。



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

次の6つの目標は、エネルギーの話、働きがいや産業基盤の話などなど経済や生活基盤に関する目標となっています。



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を正す



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

最後の5つは、海や陸の豊かさや気候変動、平和など包括的な目標となっています。



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



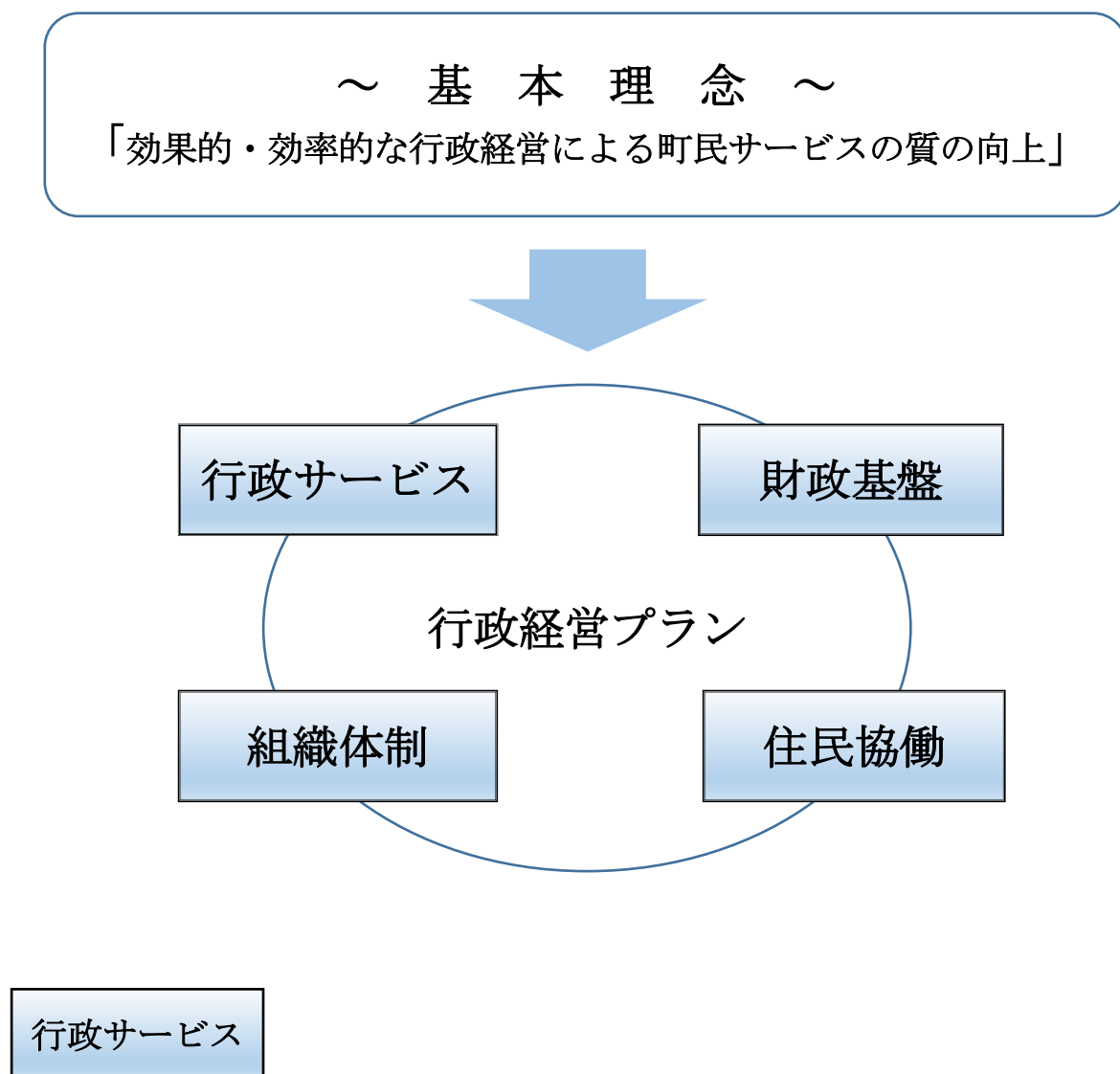
17. パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



15. 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

第2節 基本方針と推進項目

基本理念に基づき、質の高い持続可能な行政サービスの実現に向けて、4つの柱（基本方針）、10の推進項目を設定し、各取組事項の推進に努めます。



【方針1】 効果的で効率的な行政サービスの推進

質の高い効果的なサービスの提供と利便性を向上させるため、情報通信技術を活用した高度できめ細やかな行政運営に取り組みます。

また、継続的な業務改善や業務の標準化・効率化の推進により効果的で効率的な行政サービスを推進します。

－推進項目－

1. 民間活力の活用
2. 業務の効率化
3. 文書の電子化

財政基盤

【方針2】 持続可能な財政基盤の確立

社会保障関係経費や老朽化した多くの公共施設等の維持改修費用の増大など、今後も厳しい財政状況が予想される中、限りある財源の適切な配分による効率的な財政運営に取り組むため、財源の確保と事務事業の見直しを推進し、将来にわたって安定した財政運営が行える財政基盤の確立に努めます。

また、町の保有する資産について、ファシリティマネジメント※2の推進による健全で効果的な施設管理と有効活用を図ります。

－推進項目－

4. 自主財源の確保
5. 事務事業の見直し
6. ファシリティマネジメントの推進

組織体制

【方針3】 効果的・効率的な組織体制の強化

多様化・高度化する町民ニーズや刻々と変化する社会情勢の中、限られた財源と職員で新たな行政課題に対応するため、定員管理計画に基づき、時代に即応した効率的な組織を整備するとともに、専門職員の採用や職員の資質向上と政策立案能力の育成に努めます。

また、公務員倫理やコンプライアンス意識の徹底に努めます。

－推進項目－

7. 効果的・効率的な組織体制づくり
8. 人材育成の推進

住民協働

【方針4】 住民協働による地域力の向上

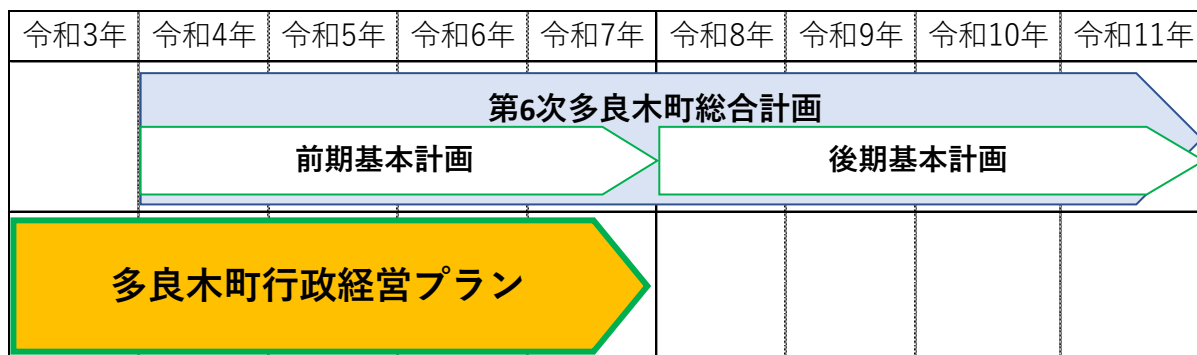
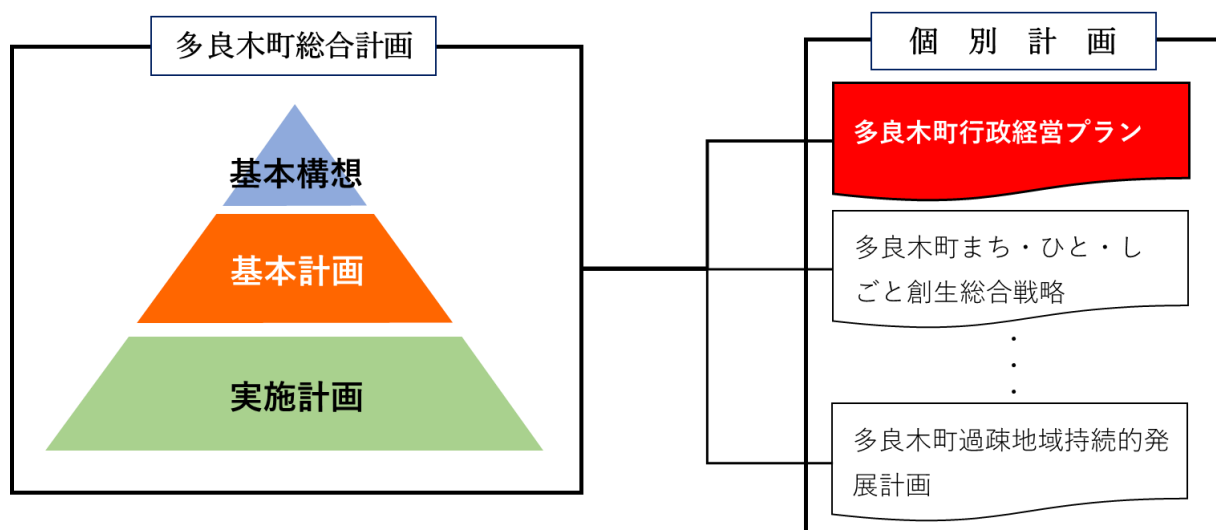
町民の主体的なまちづくり活動を推進するため、地域の多様な担い手を育成し、町民参画を進めることで協働のまちづくりの進化を図り、地域の活力を高めて町民の生活の向上に取り組めます。また、多様な情報伝達手段を用いて町民に対する情報発信を積極的に行い、町民との情報共有を図ります。

－推進項目－

9. 住民協働に向けた体制整備
10. 情報の共有化

第3節 位置付けと計画期間

行政経営プランは、本町の最上位計画である多良木町総合計画の個別計画として策定し、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、質の高い行政サービスの実現を図るため、必要に応じて計画を見直し、着実に行政改革を推進します。

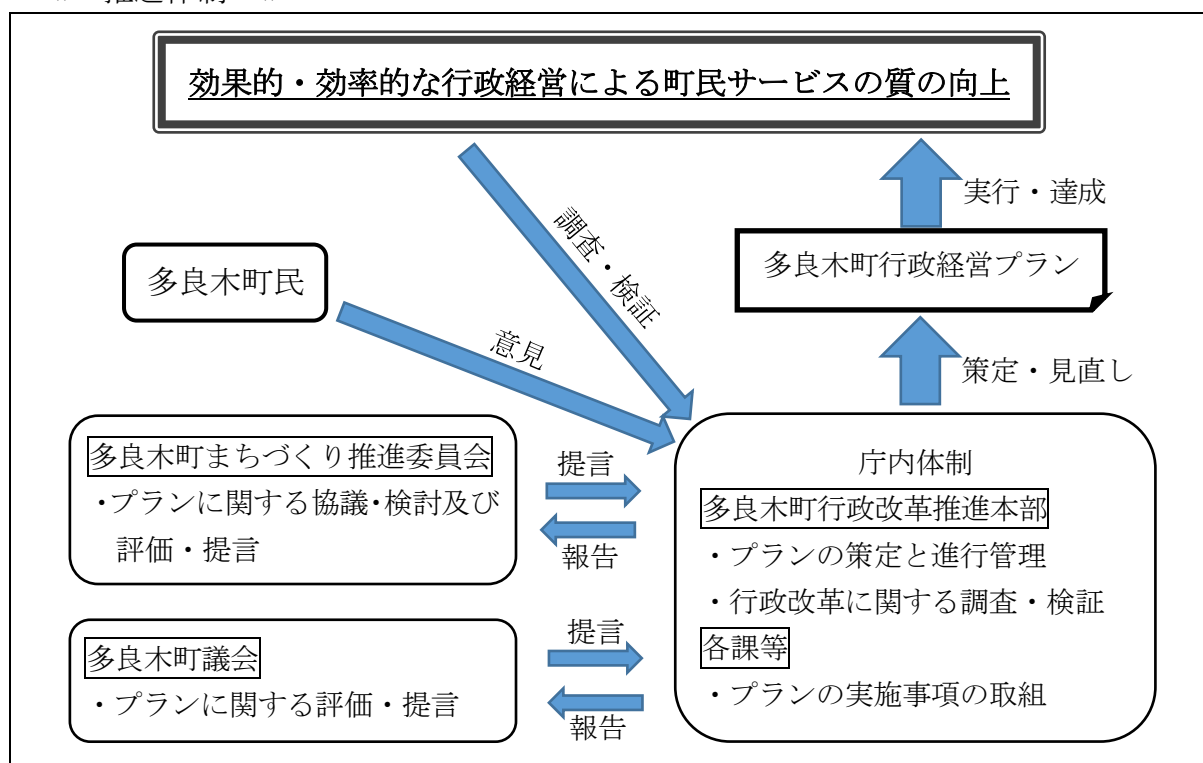


第4節 推進方法及び体制

このプランの推進にあたっては、効果的で効率的な質の高い行政経営を行う為、具体的な取組を示した実行プランを策定し、職員全体で取り組んでまいります。

各年度末における取組状況については、行政内部の組織である「行政改革推進本部」において、調査・点検し、進行管理を行うとともに、諮問機関である「多良木町まちづくり推進委員会」に報告し、多様な視点から評価・提言等をいただきます。

《 推進体制 》



第3章 基本方針別の推進項目

方針1 効果的で効率的な行政サービスの推進



1. 民間活力の活用

(1) PPP※3／PFI※4等の活用による公民連携の推進

民間の資金やノウハウを活用したPFI手法の活用など公民連携事業に取り組むことにより、効果的な公共サービスの提供と効率的な事業推進を図ります。

2. 業務の効率化

(1) AI※5・RPA※6の活用

AIやRPAの活用に向けた導入実証事業を行い、事務処理の効率化を推進します。

(2) 効果的な窓口サービスの推進

AIの活用と併せて、総合窓口の設置やコンビニ交付サービスの導入などについて検討し、窓口サービスの向上を図ります。

(3) 業務の標準化の推進

業務の効率化と正確性の向上を図るため、業務マニュアル等の作成や見直しを行います。

(4) 業務の見直し

安心・安全な子育て環境づくりを推進するため、子育て支援体制の見直しを図ります。

3. 文書の電子化

(1) 電子入札の導入

電子入札システムの導入により、ペーパーレス化による入札業務の効率化と談合などのリスク軽減を図ります。

(2) 電子化の推進

資源の有効活用と事務処理の軽減を図るためタブレットや電子決裁の導入により電子化を推進します。

方針2 持続可能な財政基盤の確立



4. 自主財源の確保

(1) 収納対策の強化

収納率向上と業務の効率化を図るため、徴収窓口の一元化や職員のスキルアップ、口座振替による納付を推進します。

(2) ふるさと応援寄附金制度の充実

ふるさと応援寄附金制度は貴重な財源であるため、インターネットなど多様な媒体を活用したPRの強化と地元特産品などの返礼品の充実化により、ふるさと納税を推進し財源の確保に努めます。

5. 事務事業の見直し

(1) 補助金等の見直し

補助事業や補助団体の目的や事業効果などを見直し、適正な補助事業の執行を推進します。

(2) 施設運営事業の見直し

えびすの湯や堆肥センターなど、施設管理維持費用と事業効果を精査し、今後の運営について見直しを図ります。

(3) 地方公会計_{※7}の見直し

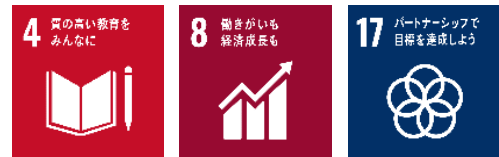
経営的視点による行政マネジメント力の向上を図るため、新たな地方公会計制度の導入を推進します。

6. ファシリティマネジメントの推進

(1) 公有財産の有効活用

公共施設総合管理計画に基づいた、公有財産の計画的な維持、補修などにより適正な施設管理に努めるとともに、施設の利用状況や内容を精査し、効果的な施設利用を推進します。

方針3 効果的・効率的な組織体制の強化



7. 効果的・効率的な組織体制づくり

(1) 組織体制の見直し

多様な社会情勢と人口減少社会に対応した効果的で効率的な住民サービスを提供するため、柔軟で効果的な組織体制づくりと適正な人員配置と定数管理を推進します。

(2) 会計年度任用職員の流動的な活用

令和2年度から導入された会計年度任用職員制度を有効に活用し、多様な人材を登用するとともに、流動的な採用をすることで効果的・効率的な行政運営に努めます。

(3) 専門職員の充実

高度化・複雑化する住民ニーズに適切に対応するため、専門的な知識・技能を有する職員の採用を検討し組織体制の強化を図ります。

8. 人材育成の推進

(1) 計画的な研修体制の推進

時代の変化と住民ニーズに適切に対応し、柔軟で効率的な行政運営に取り組む職員を育成するため、引き続き計画的かつ積極的に研修に取り組みます。

方針4 住民協働による地域力の向上



9. 住民協働に向けた体制整備

(1) 行政区の統廃合の推進

人口減少社会においても、持続可能な住民自治を確立し地域の安全安心が守られるよう、行政区や消防団の統廃合など見直しを進めます。

(2) 地域主導の取組み推進

地域活動支援策の充実や自助・共助できる人材の育成など、地域主導の取組みを推進します。

10. 情報の共有化

(1) 町民との情報共有の推進

住民主体の町づくりに取り組むため、多様な情報伝達手段により町民との情報共有を推進します。

(参考資料 用語の解説)

※1 Society5.0 (ソサエティ 5.0)

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会を指すもので、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) で目指すべき未来社会の姿。

※2 ファシリティマネジメント

アメリカで生まれた新しい経営管理方式で、「企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」のこと。

※3 P P P

Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の略称で、公民が連携して公共サービスを行うスキームのこと。P P Pには、P F I、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (D B O) 方式、包括的民間委託や自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

※4 P F I

Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略称で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。P F IはP P Pの代表的な手法の一つ。

※5 A I

Artificial Intelligence (アーティフィシャルインテリジェンス) の略称で、人工知能のこと。「人工的につくられた人間のような知能」であり、その概念や技術そのもののことを指すとされるが統一された定義はない。

※6 R P A

Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略称で、ロボットによる業務自動化の取組みを表す言葉。人間が行う業務 (主に定型作業) の処理手順を登録しておくだけで、ルールエンジンやAI (人工知能) などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化すること。

※7 地方公会計

これまで国や地方公共団体で行われてきた会計手法で、現金主義 (単式簿記) による会計。官庁会計とも言われる。平成27年1月の総務大臣通知により民間企業の会計手法である発生主義 (複式簿記) の導入や統一的な基準による財務書類等の作成など新たな地方公会計制度の整備促進を図ることとされた。

多良木町行政経営プラン

【編集・発行】

多良木町 企画観光課

〒868-0501 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1648 番地

Tel 0966-42-1257 FAX 0966-42-2293

E-mail kikaku@town.taragi.lg.jp